

補遺

2025年9月

(株)日本法令

『源泉徴収簿兼賃金台帳関係商品（給与 B-2、M-2、F-2、C-2、L-2、K-2、P-2、S、源泉 7）』の取扱いについて

令和7年度の税制改正により、令和7年12月1日から「特定親族特別控除」が創設され、給与所得に対する源泉徴収簿の様式も改正されます。

弊社の「源泉徴収簿兼賃金台帳」関係商品をご利用のお客様におかれましては、令和7年12月1日以降の年末調整時に使用する場合は、既存項目に以下を追記のうえご使用いただけますようお願い申し上げます。

- ① 「特定親族」の該当者がいる場合、「扶養控除等申告・各種控除額」項目の「特定扶養親族」欄下に「特定親族」項目を追記し、該当人数を記載。
- ② 「特定親族特別控除」の適用がある場合、「年末調整」項目の「配偶者（特別）控除額 ⑰」欄の横「※」を記入のうえ、欄外の余白に「※ 特定親族特別控除額(⑰-2)(〇〇〇〇円)」と記載。「所得控除額の合計額 ⑱」に「特定親族特別控除額(⑰-2)」を加算してください。

＜記入例＞

■扶養控除等申告・各種控除額項目

扶養控除等の申告・各種控除額	申告の有無		配偶者の有無		控除額	
	有・無	有・無	有・無	有・無	1人あたり (万円)	合計 (万円)
区分	申告月日				当親	合 計
源泉控除対象配偶者	有・無	有・無	有・無	有・無		
一般の控除対象扶養親族			人			38
特定扶養親族			人			63
老人扶養親族			同居老親等			58
その他			その他			48
一般の障害者			本人・配偶者(人)			27
特定親族			人			40
配偶者(扶養)			人			75
寡婦又はひとり親			寡婦・ひとり親		27(寡婦) 35(ひとり親)	
勤労学生	有・無	有・無	有・無	有・無		27
従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数					当親	人

■年末調整項目

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑤
計	⑦	⑧
給与所得控除等の給与等の金額	⑥	所得金額調整控除の適用
所得金額	⑨	
社会保険料等	⑩	
控除額	⑪	
生命保険料の控除額	⑫	
地震保険料の控除額	⑬	
配偶者(特別)控除額	⑭	
扶養控除額、障害者等の控除額及び基礎控除額の合計額	⑮	
所得控除額の合計額	⑱	

欄外余白部分に
※ 特定親族特別控除額(⑰-2)(〇〇〇〇円)

控除額(⑰-2)を加算

■参考■ 国税庁 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

